

臨床研修制度の改正に係る地域医療対策協議会における協議事項と
今後のスケジュール

1 概要

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号）に基づき、令和 2 年度から医師臨床研修制度に関する一部権限が厚生労働省（以下「厚労省」という。）から移譲され、従来厚労省が行ってきた業務の一部を各都道府県で実施することとなった。

また、臨床研修について、都道府県は地域における研修医の確保、臨床研修の質の向上を図るため、地域医療対策協議会を開催し、関係者が協議する場とするとされたことから、本会において協議を行う。

なお、本会での協議に先立ち、本会のワーキンググループである医師臨床研修連絡協議会において協議を行う。その後、本会での協議を経て、県において最終決定を行う。

2 地域医療対策協議会での協議が必要となる業務

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| (1) 臨床研修病院の指定 | (4) 地域密着型臨床研修病院の認定 |
| (2) 臨床研修病院の指定取消 | (5) 基礎研究医プログラムの定員枠の配分 |
| (3) 臨床研修病院の移転・開設者変更の承認 | (6) 研修医の募集定員の設定 |

いずれも医師臨床研修連絡協議会における協議後、地域医療対策協議会での協議を経て、県（ ）が決定を行う。

(1) ~ (5) については医療政策課、(6) については、医療人材課が決定を行う。

3 地域医療対策協議会における臨床研修制度に係る協議等の想定スケジュール

上記 2 (1)・(4)・(5)・(6) は、研修開始の前々年度の年度末までに協議

上記 2 (2)・(3) は、取消・変更となる前年度末までに協議

今後の想定スケジュール

R 2 年	3 月	研修医（R3 年度研修開始）の募集定員の設定	今回協議事項
	6 月頃	臨床研修病院の移転・開設者変更の承認方法	
	11 月頃	研修医（R4 年度研修開始）の募集定員の設定方法	
R 3 年	3 月頃	臨床研修病院の指定（R4 年度研修開始） 臨床研修病院の指定取消（R3 年度取消） 臨床研修病院の移転・開設者変更の承認（R3 年度変更） 地域密着型臨床研修病院の認定（R4 年度研修開始） 基礎研究医プログラムの定員枠配分（R4 年度研修開始） 研修医（R4 年度研修開始）の募集定員の設定	